



佐賀県公報

平成17年
12月26日
(月曜日)
第 12698号

目次

規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(一三六・まちづくり推進課) 一

告示

○青少年に有害な図書等の指定

(六三一・こども課) 六

◎民生委員の定数

(六三二・地域福祉課) 三

○平成十七年度製材業者の登録

(六三三・林業課) 三

◎佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定の一部改

正

(六三四・まちづくり推進課) 三

○道路の区域の変更

(六三五・道路課) 三

○道路の供用開始

(六三六・") 三

○道路の区域の変更

(六三七・") 三

○道路の供用開始

(六三八・") 三

○道路の区域の変更

(六三九・") 三

○道路の供用開始

(六四〇・") 三

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 三

○") 三

○土地改良区の定款変更認可

(農地整備課) 三

教育委員会事項

○電子計算組織設備の購入に係る一般競争入札

(公告) 三

労働委員会事項

○労働関係調整法に基づくあつせん員候補者の氏名、関歴等

(公告) 三

公布された規則のあらまし

○佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第一三六号)

- 1 交差点及びその周辺の区域のうち、知事が指定する区域において表示及び設置を禁止する屋外広告物 (以下「広告物」という。) の種類は、立看板 (簡易なものを除く)、広告塔及び電柱、街路樹等を利用する広告物 (突出したものに限り) とすることとした。(第一条の二関係)
- 2 広告物を管理する者 (以下「管理者」という。) の設置が必要な広告物の種類その他管理者の設置に関し、必要な事項を定めることとした。(第五条の二関係)
- 3 屋外広告業に関し、登録手続その他必要な事項を定めることとした。(第八条、第十六条、様式関係)
- 4 佐賀県屋外広告物条例 (以下「条例」という。) に基づく公表を行う場合の意見陳述の機会の付与の方式その他当該公表の実施に関し、必要な事項を定めることとした。(第一七条、第二六条関係)
- 5 その他条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。
- 6 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、平成一九年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三百三十六号

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則 (昭和三十九年佐賀県規則第六十九号) の一

部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(禁止広告物)

第一条の二 条例第三条の規則で定める広告物又は掲出物件は、立看板(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物に立て掛けられているものを除く)、広告塔及び電柱、街路柱等を利用する広告物(突出したものに限る。)とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第四条の二 条例第六条第二項の規則で定めるものは、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)第七条第四項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等(第五条の二第一項において「はり紙等」という。)とする。

第五条の次に次の二条を加える。

(管理者等)

第五条の二 条例第八条の二第一項の規則で定める広告物又は掲出物件は、はり紙等とする。

2 条例第八条の二第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項の規定により建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件とする。

3 条例第八条の二第二項の規則で定める者は、建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一項に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者とする。

(変更等の届出)

第五条の三 条例第八条の三第一項の規定による届出は、屋外広告物設置者等変更届(別記様式第四号の二)によらなければならない。

2 条例第八条の三第三項の規定による届出は、屋外広告物滅失届(別記様式第四号の三)によらなければならない。

3 条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、氏名(名称)、住所等変更届(別記様式第四号の四)により、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならぬ。

第七条の六の次に次の一条を加える。

(身分証明書)

第七条の七 条例第十五条の七第二項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第十号による。

第八条及び第九条を次のように改める。

(屋外広告業の登録申請等)

第八条 屋外広告業者は、条例第十七条の二第三項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

第九条 条例第十七条の三第一項の申請は、屋外広告業登録申請書(別記様式第十一号)によらなければならない。

2 条例第十七条の三第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 条例第十七条の三第一項に規定する登録申請者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ)、未成年者(屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。)である場合にあつてはその法定代理人が、条例第十七条の五第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

二 登録申請者が選任した業務主任者が条例第十七条の十第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面

三 登録申請者が選任した業務主任者が本人又はその従業員(登録申請者が

法人である場合にあつては、その役員を含む。)であることを証する書面
 四 登録申請者(その者が法人である場合にあつてはその役員、未成年者である場合にあつてはその法定代理人)の略歴を記載した書面

五 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

六 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者(当該登録申請者が未成年者である場合にあつては当該登録申請者及びその法定代理人)の住民票の写し又はこれに代わる書面

3 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。

一 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員(当該役員が未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人)

二 登録申請者が選任した業務主任者

4 条例第十七条の三第二項及び第二項第一号の誓約する書面の様式は、別記様式第十二号によらなければならない。

5 第二項第四号の書面の様式は、別記様式第十二号の二によらなければならない。

第九条の次に次の三条を加える。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第九条の二 条例第十七条の四第一項の屋外広告業者登録簿は、県土づくり本部まちづくり推進課において一般の閲覧に供する。

2 第七条の三第二項から第五項までの規定は、前項の閲覧について準用する。
 (変更の届出)

第九条の三 条例第十七条の六第一項の規定による変更の届出は、屋外広告業者登録事項変更届出書(別記様式第十二号の三)によらなければならない。

(廃業等の手続)

第九条の四 条例第十七条の七の規定による廃業等の届出は、廃業等届出書(別記様式第十二号の四)によらなければならない。

第十条中「第十七条の三第一項」を「第十七条の九第一項」に改める。
 第十二条の次に次の十四条を加える。

(標識の掲示)

第十三条 条例第十七条の十一の規定による標識は、屋外広告業者登録票(別記様式第十五号)によらなければならない。

(帳簿の記載事項等)

第十四条 条例第十七条の十二の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 注文者の氏名又は名称及び住所

二 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所

三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

四 当該表示又は設置の年月日

五 請負金額

2 前項の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

3 屋外広告業者は、第一項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)

第十五条 条例第十七条の十五第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 処分の原因となつた屋外広告業者の行為等

二 罰則等の適用状況

三 その他必要な事項

2 条例第十七条の十五第一項の屋外広告業者監督処分簿は、県土づくり本部まちづくり推進課において一般の閲覧に供する。

3 第七条の三第二項から第五項までの規定は、前項の閲覧について準用する。
 (身分証明書)

第十六条 条例第十七条の十六第二項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第十六号によるものとする。

(公表)

第十七条 条例第十七条の十七第一項の規定による公表(以下単に「公表」という。)は、県又は佐賀市の広報媒体に掲載する方法その他広く県民又は佐賀市民に周知させる方法により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与の方式)

第十八条 条例第十七条の十七第二項の規定による意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)の付与の方式は、知事又は佐賀市長が口頭であることを認めるときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)証拠書類等を提出してするものとする。

(意見陳述の機会の付与の通知)

第十九条 知事又は佐賀市長は、意見陳述の機会を与えるときは、意見書、証拠書類等の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)の一週間前までに、公表の名あて人になるべき者(以下「公表予定者」という。)に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 公表しようとする内容
- 二 公表の根拠となる条例等の条項
- 三 公表の原因となる事実
- 四 意見書、証拠書類等の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

2 知事又は佐賀市長は、公表予定者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名又は名称、同項第三号に掲げる事項及び知事又は佐賀市長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を佐賀県庁又は佐賀市役所の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過

したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第二十条 前条第一項の通知を受けた者(同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事又は佐賀市長に届け出なければならない。

(意見陳述の機会の期日又は場所の変更)

第二十一条 当事者又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事又は佐賀市長に対し、意見書、証拠書類等の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

2 知事又は佐賀市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書、証拠書類等の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

(口頭による意見陳述の聴取)

第二十二条 口頭による意見陳述の機会を与えたときは、知事又は佐賀市長の指名する職員は、意見を録取しなければならない。

(意見陳述調書)

第二十三条 前条の規定により意見を録取する者(以下「意見録取者」という。)は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書(以下「意見陳述調書」という。)を作成し、これに記名押印しなければならない。

- 一 意見陳述の件名
- 二 意見陳述の日時及び場所

三 意見録取者の職名及び氏名

四 意見陳述に出頭した当事者及びその代理人の氏名及び住所

五 当事者及びその代理人の意見陳述の要旨

六 証拠書類等が提出されたときは、その標目

七 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 意見陳述調書には、書面、図画、写真その他知事又は佐賀市長が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

(意見陳述の要旨の確認等)

第二十四条 意見録取者は、口頭による意見陳述の終了後速やかに、当事者又はその代理人に対し、前条第一項第五号に規定する意見陳述の要旨が当該意見陳述の機会の付与における発言内容と相違ないことを確認し、意見陳述調書に署名押印するよう求めなければならない。この場合において、署名押印を拒否し、又はできない者があつたときは、意見録取者は、その旨及びその理由を意見陳述調書に記載しなければならない。

(意見陳述調書の提出)

第二十五条 意見録取者は、前条に規定する手続の終了後速やかに、意見陳述調書を知事又は佐賀市長に提出しなければならない。

(意見書の不提出等)

第二十六条 知事又は佐賀市長は、正当な理由なく、第十九条第一項の提出期限までに意見書が提出されない場合又は意見陳述の日時に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会の付与を行うことを要しない。

第一号様式中

工事施工者 住所氏名	電話 () 番
---------------	----------

を

工事施工者 住所氏名	電話 () 番	屋外広告業登録番号	第 第 号
---------------	----------	-----------	-------

様式第四号の次に次の三様式を加える。

に改める。

第四号の二様式（第5条の3関係）

屋外広告物設置者等変更届

年 月 日

様

住 所

氏 名

㊞

法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に変更があつたので、屋外広告物条例第8条の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日付け	第	号
許可期間	年 月 日から	年 月	日まで
表示(設置) 場 所			
種 類	数 量	枚 個	
変更年月日	年 月 日		
新設置者等 の氏名・住 所	住所 (電話番号) (事務所の所在地) 氏名 〔事務所の名称及 び代表者の氏名〕		
前設置者等 の氏名・住 所	住所 (電話番号) (事務所の所在地) 氏名 〔事務所の名称及 び代表者の氏名〕		

第四号の三様式（第5条の3関係）

屋外広告物滅失届

年 月 日

様

住 所

氏 名

㊞

法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

屋外広告物条例第8条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日付け 第 号
許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
表示(設置) 場 所	
数 量	枚 個
滅失年月日	年 月 日
滅失の理由	
そ の 他	

第四号の四様式（第5条の3関係）

氏名（名称）・住所変更届

年 月 日

様

住 所

氏 名

㊟

法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

広告物等の設置者等の（氏名（名称）・住所）を変更したので、屋外広告物条例施行規則第5条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日付け	第	号
許可期間	年 月 日から	年 月	日まで
表示(設置) 場 所			
種 類		数 量	枚 個
変更年月日	年 月 日		
変更前の 氏名(名称) ・住所	住所 (電話番号) (事務所の所在地) 氏名(名称) 〔事務所の名称及 び代表者の氏名〕		
変更後の 氏名・住所	住所 (電話番号) (事務所の所在地) 氏名 〔事務所の名称及 び代表者の氏名〕		

第五号様式中

工事施工者 住所氏名	電話（ ）	第	号
---------------	-------	---	---

を

工事施工者 住所氏名	電話（ ）	第	号
---------------	-------	---	---

に改める。

第十号様式から第十二号様式までを次のように改める。

第十号様式（第7条の7関係）

身 分 証 明 書		第 号
		所 属
		職 氏 名
<p>上記の者は、佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）第15条の7第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。</p>		
年	月	日発行
佐賀県知事		印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第十一号様式（第9条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

屋外広告業登録（更新）申請書

屋外広告業者の登録（更新）を受けたいので、佐賀県屋外広告物条例第17条の2第1項（第3項）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新 更 規 新	※登録番号	佐賀県屋外広告業登録 第 号	
		※登録年月日	年 月 日	
商号及び氏名 （法人にあつては名称 及び代表者の氏名）		法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所		郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		
1 県内において営業を行う 営業所の名称 及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）		電話番号
2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名		摘 要

3 法人である 場合の役員 （業務を執行 する社員、取 締役、代表者、 執行役又はこ れらに準ずる 者）の職氏名	職	氏 名		
4 未成年者で ある場合の法 定代理人の氏 名及び住所	氏 名			
	住 所	郵便番号（ — ）	電話番号（ ） —	
5 他の地方公 共団体におけ る登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登 録 年 月 日	登 録 番 号	

注 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。

2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、該当するものを○で囲むこと。

3 次の書面を添付すること。

イ 申請者が条例第17条の5第1項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書

ロ 法人にあつては、その役員が条例第17条の5第1項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書

ハ 業務主任者が条例第17条の10第1項各号のいずれかに適合する者であることを証する書面

ニ 業務主任者が在籍していることを証する書面（健康保険被保険者証の写し等）

ホ 登録申請者（法人にあつては、その役員）の略歴を記載した略歴書

ヘ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

第十二号様式（第9条関係）

佐賀県知事

様

誓 約 書

登録申請者

（	法人の役員	）
	本 人	
	法定代理人	

 は、佐賀県屋外広告物条例第17条の5第1項各号に該当しない者である

ことを誓約します。

年 月 日

申請者

㊟

注 「法人の役員 法人 法定代理人」は、該当するものを○で囲むこと。

第十二号様式の次に次の三様式を加える。

第十二号の二様式（第9条関係）

登録申請者

法人の役員
本人
法定代理人

 の略歴書

現住所	〒					電話	（	）		
氏名（法人にあつては、役員の名）						生年月日	年	月	日	
略歴	期	間								
	自	年	月	日	職務内容又は業務内容					
	至	年	月	日						
処罰等	年 月 日				処罰の内容					

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

㊟

- 注 1 「法人の役員 法人 法定代理人」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容をすべて記載すること。
- 3 「処罰等」は、条例第17条の5第1項第4号に係るものはすべて記載し、行政処分については同項第1号から第3号までに係るもののみを記載すること。

第十二号の三様式（第9条の3関係）

年 月 日

佐賀県知事

様

住 所

氏 名

㊟

法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

屋外広告業登録事項変更届出書

佐賀県屋外広告物条例第17条の6第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登 録 番 号	佐賀県屋外広告業登録 第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

注 変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付すること。

- (1) 商号、名称又は氏名又は住所の変更 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
- (2) 県内において営業を行う営業所の名称・所在地の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
登記事項証明書
- (3) 法人の役員の変更 登記事項証明書並びに誓約書及び略歴書
- (4) 法定代理人の変更 誓約書、略歴書及び住民票の写し
- (5) 業務主任者の氏名の変更 資格等を証明するもの（写し可）

第十二号の四様式（第9条の4関係）

年 月 日

佐賀県知事

様

住 所

氏 名

㊟

法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

屋外広告業廃業等届出書

佐賀県屋外広告物条例第17条の7の規定により、次のとおり届出をします。

登 録 番 号	佐賀県屋外広告業登録 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
屋外広告業者の住所 及び氏名 〔法人にあつては名称〕 〔及び代表者の氏名〕	住 所 氏 名（名称）
届 出 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と 届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

注 1 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と本人との関係」については、該当する番号を○で囲むこと。

2 屋外広告業登録証を添付すること。

第十三号様式中「第17条の3第1項」を「第17条の9第1項」に改める。
 第十四号様式中「第17条の3」を「第17条の9第1項」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第十五号様式（第13条関係）

← 40センチメートル以上 →		
屋 外 廣 告 業 者 登 録 済 票		↑
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登 録 番 号	佐賀県屋外広告業登録 第 号	35センチメー トル以上
登 録 年 月 日	年 月 日	
営 業 所 の 名 称		
営業所に置かれてい る業務主任者の氏名		↓

第十六号様式（第十五条関係）

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職氏名

上記の者は、佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）第17条の16第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

佐賀県知事

印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第五条の次に二条を加える改正規定（第五条の二に係る部分に限る。）は、平成十九年四月一日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第六百三十一号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年十二月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-218	MAZi!【マジ!】 vol.22 1月号	ミリオン出版(株)	18275-1	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-219	特冊 快援隊 月刊Men's Street 1月3日増刊号	(株)竹書房	05216-1/3 ㊦-2/3(2006)	
"	17-220	PENT-JAPAN 1月号	(株)ぶんか社	07933-1	
"	17-221	WOoooo! マガジン・ウォー 1月号	(株)マガジン・マガジン	08397-01	
"	17-222	これが本当!人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション1月号増刊	(株)バウハウス	18764-01 ㊦2006年1月19日	
"	17-223	コミック まあるまん 本当にあったHな話 1月号	(株)ぶんか社	13701-1	
"	17-224	本当にいたよ!! こんなにやさしいお姉さん BACHELOR 1月号増刊	(株)ダイアプレス	07538-01 ㊦-2006.1/26	
"	17-225	おとこのOFF 増刊コミックまあるまん1月1日号 Vol.18	(株)ぶんか社	13702-1 ㊦1/30	
"	17-226	DOPE〔ドープ〕 JAN.1 THE AMAZING MAGAZINE FOR MEN	KKベストセラーズ	16639-1	
"	17-227	別冊 GON! ベッサツ ゴン! 1月号	ミリオン出版(株)	18185-1	
"	17-228	@BUNTA DX あっと・ぶんた!デラックス VOL.11 BREAKMAX 1月号増刊	(株)コアマガジン	18012-01 ㊦-2006/1/30	
"	17-229	GOKUH No.174 1月号	(株)バウハウス	03797-1	
"	17-230	NP! 2006. 1	(株)白石書店	01935-01	
"	17-231	増刊 特冊新鮮組 1/7号	(株)竹書房	24396-1/7 ㊦-1/26(2006)	
"	17-232	パソコンパラダイス Vol.164 1月号	(株)メディアックス	07483-01	

市郡別	市町村名	定数	左のうち主任 児童委員の定数
市	佐賀市	448	46
	唐津市	326	38
	鳥栖市	137	14
	多久市	79	10
	伊万里市	162	22
	武雄市	92	14
	鹿島市	95	12
	小城市	91	8
佐賀郡	川副町	48	4
	東与賀町	20	2
	久保田町	18	2
神埼郡	神埼町	39	2
	千代田町	26	2
	三田川町	21	2
	東脊振村 脊振村	16 11	2 2
三養基郡	基山町	34	2
	上峰町	21	2
	みやき町	68	6

市郡別	市町村名	定数	左のうち主任 児童委員の定数
東松浦郡	七山村	11	2
	玄海町	19	2
西松浦郡	有田町	34	2
	西有田町	25	2
杵島郡	山内町	26	2
	北方町	24	2
	大町町	30	2
	江北町	26	2
藤津郡	白石町	72	6
	太良町	29	2
	塩田町 嬉野町	30 44	2 2

◎佐賀県告示第六百三十二号
 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条の規定により民生委員の定数を次のように定める。
 なお、民生委員の定数（平成十七年佐賀県告示第六十三号）は、廃止する。
 平成十七年十二月二十六日
 佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県告示第六百三十三号
 佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）第五条第一項の規定により、平成十七年度製材業者を次のとおり登録した。
 平成十七年十二月二十六日
 佐賀県知事 古川 康

製材業者				
登録番号	登録年月日	住所	名称	役職名及び氏名
佐製伊第17号	平成17年12月15日	伊万里市山代町楠久津145番地30	株式会社 伊万里木材市場	代表取締役 林 雅文

●佐賀県告示第六百三十四号

佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定（昭和五十八年佐賀県告示第三百六十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第六号の次に一号を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

平成十七年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

第一号の表の天然記念物の嬉野の大茶樹一株の項中「藤津郡」を「嬉野市」に改める。

第六号の次に次の一号を加える。

六の二 条例第三条第八号の規定により知事が指定する区域

次の要件をすべて満たす交差点（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第五号の交差点をいう。）に係る停止線及びその延長線の三十メートル外側の線から内側の道路の区域（当該交差点の区域を含む。）並びに当該区域の道路の両端から二十メートル以内の区域
イ 第八号口又は八に掲げる道路の区間にあり、二車線以上の道路と交差し
ていること。

ロ 信号機があること。

第八号口の表の一般国道の三四号の項及び四九八号の項中「藤津郡」を「嬉野市」に改め、同号ハの表の県道の佐世保嬉野線の項中「藤津郡嬉野町町道」を「嬉野市市道」に改める。

●佐賀県告示第六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧

に供する。

平成十七年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
一般国道 二六四号	佐賀市多布施一丁目一四一番一 地先から 佐賀市川原町一四三番一 地先まで	—	後	四六・二 、 三〇・二	五四〇・三
		前		—	—

●佐賀県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	佐賀市多布施一丁目一四一番一 地先から 佐賀市川原町一四三番一 地先まで	平成一七・一二・二六

●佐賀県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 小城富士線	小城市小城町松尾字妙見三五〇 九番地先から 小城市小城町松尾字清水二二九 二番二地先まで	—	後	三〇・八 、 六・〇	一、三〇七・二
		前		二二・二 、 六・〇	一、三二二・六

●佐賀県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小城富士線	小城市小城町松尾字妙見三五〇九番地先から 小城市小城町松尾字清水二二九二番二地先まで	平成一七・一二・二六

◎佐賀県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		の区域	
	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 佐賀川久保鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤字二本松三三一一番一地从先から	後	二二・四	四〇九・三
	三養基郡上峰町大字堤字二本柳三八一七番二地先まで	前	一五・〇	
県道 中原三瀬線	三養基郡上峰町大字堤字二本松三三一一番一地从先から	後	二四・〇	四一一・一
	三養基郡上峰町大字堤字二本黒木四二五四番二地先まで	前	六・八	
県道 中原三瀬線	三養基郡上峰町大字堤字二本松三一一〇番一地从先から	後	二五・五	八九九・三
	三養基郡上峰町大字堤字二本黒木四二五四番二地先まで	前	一〇・二	

◎佐賀県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤字二本松三一一一番一地从先から 三養基郡上峰町大字堤字二本柳三八一七番二地先まで	平成一七・一二・二六
県道 中原三瀬線	三養基郡上峰町大字堤字二本松三一一〇番一地从先から 三養基郡上峰町大字堤字二本黒木四二五四番二地先まで	平成一七・一二・二六

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年2月15日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年12月26日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日 平成17年12月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人 社会福祉総合研究所 緑の家

(1) 名称 特定非営利活動法人 社会福祉総合研究所 緑の家

<p>(2) 代表者の氏名 江越みどり</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市八戸二丁目1番27号</p> <p>(4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、地域に暮らすすべての高齢者、障害者及び家族や子ども達に対し、高齢者・障害者福祉活動を通して、寝たきり防止の為に介護予防に関する事業を行い、他の福祉団体との連携を図り、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成17年12月16日鏡久里土地改良区の定款の変更を認可した。</p> <p>平成17年12月26日 佐賀県知事 古川 康</p> <p>○ 教育委員会事務頭</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成17年12月26日 収支等命令者 佐賀県教育庁総務課長 檀 哲 雄</p>
<p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成18年2月15日までにさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。</p> <p>平成17年12月26日 佐賀県知事 古川 康</p>	<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品名及び数量 電子計算組織設備三式(高等学校用 三式)</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成18年3月29日(水)</p> <p>(4) 納入場所</p> <p>ア 佐賀県唐津市神田字堤2629番地1 佐賀県立唐津南高等学校</p> <p>イ 佐賀県佐賀市神野東四丁目12番40号 佐賀県立佐賀商業高等学校</p> <p>ウ 佐賀県鳥栖市平田町1110番地8 佐賀県立鳥栖商業高等学校</p> <p>(5) 入札方法</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
<p>1 申請のあった年月日 平成17年12月15日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人福の会</p> <p>(2) 代表者の氏名 深町 文子</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 唐津市和多田天満町一丁目3番23号</p> <p>(4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、不特定かつ多数の高齢者、障害者、子どもやその家族に対して、住み慣れた地域社会で安心して自分らしく生活を送れるように、見守り、手助けに関する事業を展開することにより、地域住民の健康維持、娯楽活動、福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>2 入札参加資格</p>

<p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。</p> <p>(2) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供することができる者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、納入しようとする物品等の機能等を説明する書類及び2の(2)を確認することができる書類を、平成18年1月20日(金)の17時15分までに、4の(1)の場所に提出しなければならない。提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。</p> <p>なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号</p> <p>佐賀県教育庁総務課 学校施設担当</p> <p>電話0952-25-7224</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>入札説明会で交付する。</p> <p>なお、入札説明会に出席することができない者で競争入札への参加を希望するものには、平成18年1月10日(火)から1月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8時30分から17時15分までの間(1)の場所で随時交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所</p> <p>平成18年1月10日(火) 10時</p>	<p>佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号</p> <p>佐賀県庁本館1階 入札室</p> <p>(4) 入札書の提出方法 (1)の場所に持参し、又は郵送すること。</p> <p>なお、郵送の場合は書留郵便とする。</p> <p>(5) 入札書の提出期限 平成18年2月6日(月) 11時</p> <p>(6) 開札の日時及び場所</p> <p>平成18年2月6日(月) 11時30分</p> <p>佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号</p> <p>佐賀県庁新行政棟9階 92号会議室</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金</p> <p>佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。</p> <p>イ 契約保証金</p> <p>佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。</p> <p>(3) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 法令又は入札に関する条件に違反した者</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p>
--	--

<p>労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定に基づき佐賀県労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等は、次のとおりである。</p> <p>平成17年12月26日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県労働委員会 会長 安藤高行</p>	<p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(6) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(7) この調達契約は、1994年4月15日ヲラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of the products to be purchased : Electronic Computer Network System, three systems</p> <p>(2) Deadline : 10:00 A.M. 6 February,2006</p> <p>(3) For more information, Contact : Education Administration Division, Saga Prefectural Government.1-1-59 Jonai, Saga-Shi,Saga-Ken, 840-8570 Japan TEL 0952-25-7224</p> <p style="text-align: center;">○ 労働委員会事項</p>
---	--

氏名	委嘱年月日	現職	前歴
安藤 高行	平2. 9. 12	九州国際大学大学院法学研究科教授 佐賀県労働委員会会長	九州大学大学院法学研究院教授
藤本美佐子	平12. 9. 14	弁護士 佐賀県労働委員会会長代理	弁護士
富吉賢太郎	平16. 9. 14	佐賀新聞社論説委員長 佐賀県労働委員会委員	佐賀新聞社唐津支社長
前田 和馬	平10. 9. 14	弁護士 佐賀県労働委員会委員	佐賀県弁護士会会長 弁護士
井上 亜紀	平15. 8. 6	佐賀大学経済学部助教授 佐賀県労働委員会委員	佐賀大学経済学部講師
黒木 安秋	平16. 9. 14	自治労佐賀県本部執行委員長 佐賀県労働委員会委員	自治労佐賀県本部書記長
伊藤 昇	平14. 9. 19	佐賀県平和運動センター事務局長 佐賀県労働委員会委員	佐賀地区労働組合会議事務局長
卜部 章介	平17. 8. 3	電機連合戸上電機労働組合執行委員長 佐賀県労働委員会委員	電機連合戸上電機労働組合書記長
諸泉 定次	平7. 10. 4	全国一般労働組合佐賀地方本部特別執行委員	全国一般労働組合佐賀地方本部書記長
吉牟田 誠	平17. 12. 7	祐徳自動車労働組合書記長 佐賀県労働委員会委員	祐徳自動車労働組合副委員長
青山 祐二	平元. 9. 20	佐賀県経営者協会専務理事 佐賀県労働委員会委員	佐賀県経営者協会常務理事

鶴田 徹	平10. 9. 14	昭和自動車株式会社常務執行役員自動車事業本部副本部長兼貸切事業本部長 佐賀県労働委員会委員	昭和自動車株式会社取締役自動車事業本部副本部長兼貸切事業本部長
上田 正弘	平12. 9. 14	久光製菓株式会社取締役生産本部長 佐賀県労働委員会委員	久光製菓株式会社取締役生産本部長兼鳥栖工場長
真崎 泰裕	平11. 2. 3	株式会社戸上電機製作所取締役管理本部長 兼総合企画部長 佐賀県労働委員会委員	株式会社戸上電機製作所管理部長
福田 綱吉	平15. 12. 3	株式会社名村造船所総務部長 佐賀県労働委員会委員	株式会社名村造船所総務部総務人事グループリーダー
石田 解雄	平14. 6. 5	UIゼンセン同盟佐賀県支部支部長	ゼンセン同盟佐賀県支部支部長
石井 孝嗣	平17. 12. 7	連合佐賀事務局長	連合佐賀副事務局長
武重信一郎	平15. 5. 21	連合佐賀会長 新九州電力労働組合佐賀支部執行委員長	新九州電力労働組合佐賀支部副執行委員長
次村 泰典	平6. 10. 5	名村造船労働組合執行委員長	名村造船労働組合書記長
原 憲一	平17. 12. 7	全国一般労働組合佐賀地方本部執行委員長	全国一般労働組合佐賀地方本部執行委員長代行
橋村 稔	平6. 10. 5	祐徳自動車株式会社常勤監査役	祐徳自動車株式会社常務取締役
熊谷 勲	平16. 11. 4	松尾建設株式会社常務取締役管理本部長	松尾建設株式会社取締役管理本部長
外村 健二	平17. 9. 7	九州電力株式会社執行役員佐賀支店長	九州電力株式会社佐賀支店長
新里 正巳	平17. 9. 7	王子板紙株式会社佐賀工場事務部長	王子板紙株式会社企画管理部副部長
福母 祐二	平17. 9. 7	佐賀県経営者協会事務局次長	佐賀県経営者協会労政課長
松信 徹博	平17. 4. 6	佐賀県労働委員会事務局長	佐賀県経営支援本部総務法制課長
田中 誠	平15. 4. 2	佐賀県労働委員会事務局総務調整課長	佐賀県中部福祉事務所副所長
原崎 淳子	平16. 4. 7	佐賀県農林水産商工本部労働課長	佐賀県環境生活局生活文化課食品安全室長
田原 正夫	平14. 4. 3	佐賀県佐賀労政事務所長	佐賀県女性就業援助センター所長

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月二十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷